

開発行為に関する技術的指導基準の一部改正の概要

本基準は平成10年3月20日に制定され、その後3度の一部改正を経て、現在にいたっております。

今回の一部改正の主な改正点は以下のとおりとし平成31年4月1日施行とする。ただし、事前協議書については、ホームページに掲載した日より受付を行う。

1・第2章道路に関する基準の改正点

- 1) 市街化区域内の町内はすでに住宅が立ち並び道路拡幅が困難なため、部分的に接続道路の幅員要件を満たさず、市街化区域内にありながら都市的土地利用ができていない状況が散見される。そこで、接続先道路内において車両の通行に支障がない限り概ね3.5m以下の小区間は幅員4mまでは緩和できるものとし、開発行為に関する技術的基準の一部改正を行う。
- 2) 一敷地の単体的な開発行為（集合住宅等）の場合の接続先幅員について、明確化されていないため、技術的基準に追加する。
- 3) 道路安全施設の設置について新たな基準を追加する。

2・第3章消防水利施設に関する基準の改正点

- 1) 開発行為により設置される防火水槽の帰属について、住宅地（集合住宅含む）の場合と工業地又は商用地の一敷地利用の場合の取り扱いを記載する。

3・第8章工事の中間検査及び完了検査に関する基準の改正点

- 1) 道路施設及び造成工事において、管理基準、写真管理の基準が記載していないため、開発業者により多様な工事関係資料が提出されている。このため、基準を明確化することで、統一性を図るとともに、管理基準について鳥取県土木施工管理ハンドブックによることで公共工事と同等の品質確保を図る。

4・その他

- 1) 表記の訂正及び新規項目の追加を行った。